

令和 8 年度中央市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 8 年度中央市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 138,303 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,671,292 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

歳入

款										項									
9 地 方 特 例 交 付 金																			
										1 地 方 特 例 交 付 金									
10 地 方 交 付 税																			
										1 地 方 交 付 税									
12 分 担 金 及 び 負 担 金																			
										1 負 担 金									
14 国 庫 支 出 金																			
										2 国 庫 補 助 金									
										3 委 託 金									
15 県 支 出 金																			
										2 県 補 助 金									
										3 委 託 金									
18 繰 入 金																			
										1 基 金 繰 入 金									
20 諸 収 入																			
										3 雑 入									
21 市 債																			
										1 市 債									
歳 入										合 計									

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款		項
1 議 会 費		
		1 議 会 費
2 総 務 費		
		1 総 務 管 理 費
		2 企 画 費
		3 徴 税 費
		4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
		5 選 挙 費
		6 防 災 費
3 民 生 費		
		1 社 会 福 祉 費
		2 児 童 福 祉 費
		3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費		
		1 保 健 衛 生 費
		2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費		
		1 農 業 費
7 商 工 費		
		1 商 工 費
8 土 木 費		
		1 土 木 管 理 費
		2 道 路 橋 梁 費
		4 都 市 計 画 費
		5 住 宅 費
9 消 防 費		
		1 消 防 費
10 教 育 費		
		1 教 育 総 務 費
		2 小 学 校 費
		3 中 学 校 費
		4 社 会 教 育 費
		5 保 健 体 育 費

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
152,917	3,042	155,959
152,917	3,042	155,959
2,061,182	△25,647	2,035,535
1,408,422	△36,121	1,372,301
200,183	△2,094	198,089
215,573	4,592	220,165
91,739	△840	90,899
46,578	219	46,797
96,012	8,597	104,609
6,936,741	101,438	7,038,179
2,677,786	73,447	2,751,233
3,707,177	26,099	3,733,276
492,461	1,892	494,353
1,014,760	△115	1,014,645
555,156	△315	554,841
458,884	200	459,084
481,793	21,140	502,933
473,238	21,140	494,378
112,472	2,909	115,381
112,472	2,909	115,381
1,057,229	10,847	1,068,076
62,472	△1,919	60,553
232,005	11,323	243,328
578,803	△149	578,654
137,903	1,592	139,495
647,199	0	647,199
647,199	0	647,199
1,604,977	24,689	1,629,666
147,835	1,530	149,365
561,712	8,369	570,081
196,620	3,098	199,718
246,944	1,700	248,644
451,866	9,992	461,858

款		項	
歲		計	
出		合	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
15, 532, 989	138, 303	15, 671, 292

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法	限度額 (千円)	起債 の 方法	利 率	償還の 方 法
緊急防災・減災 事業債	53,600	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えすること ができる。	59,700	普通 貸借	5.0% 以内(た だし、利 率見直 し方式 で借り 入れる 資金に ついて、 利率の 見直し を行っ た後 において は、当該 見直し 後の利 率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には、そ の債権者と協 議する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置期 間及び償還期 間を短縮し、若 しくは、繰上償 還又は低利に 借換えすること ができる。

令和 8 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 961, 321 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款			項		
6	繰入	金			
			1	一般会計繰入金	
7	繰越	金			
			1	繰越金	
歳入			合計		

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 1 3 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 4 7, 6 2 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歲入

款			項		
3 繰	入	金			
			1 一	般 会 計	繰 入 金
歳 入			合 計		

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,358,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款						項					
1 保 險 料											
						1 介 護 保 險 料					
3 国 庫 支 出 金											
						1 国 庫 負 担 金					
						2 国 庫 補 助 金					
4 支 払 基 金 交 付 金											
						1 支 払 基 金 交 付 金					
5 県 支 出 金											
						1 県 負 担 金					
						2 県 補 助 金					
7 繰 入 金											
						1 一 般 会 計 繰 入 金					
8 繰 越 金											
						1 繰 越 金					
歳 入						合 計					

(単位：千円)

[illegible]

款		項	
1 総務費			
		1 総務管理費	
2 保険給付費			
		1 介護サービス等諸費	
		2 介護予防サービス等諸費	
3 地域支援事業費			
		3 包括的支援等事業費・任意事業費	
4 諸支出金			
		1 償還金	
歳出		合計	

(単位：千円)

[illegible]

令和 8 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 336 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,406 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和8年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業収益	859,018千円	464千円	859,482千円
第2項 営業外収益	508,757千円	464千円	509,221千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業費用	859,018千円	464千円	859,482千円
第1項 営業費用	764,322千円	464千円	764,786千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額6千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6千円で補てんするものとする。）

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	803,843千円	-3,378千円	800,465千円
第2項 補助金	288,502千円	-3,378千円	285,124千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	935,137千円	-3,372千円	931,765千円
第1項 建設改良費	399,328千円	-3,372千円	395,956千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	30, 114千円	- 1, 877千円	28, 237千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「347, 285千円」を「344, 371千円」に改める。

令和8年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和8年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和8年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業収益	272,728千円	13,430千円	286,158千円
第2項 営業外収益	229,897千円	13,430千円	243,327千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業費用	272,728千円	13,430千円	286,158千円
第1項 営業費用	250,933千円	13,430千円	264,363千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	17,317千円	917千円	18,234千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「153,276千円」を「166,706千円」に改める。